

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、社会資本のうち、港湾施設、空港施設、上水道施設、下水道施設及び河川管理施設の適切な維持管理等の実施により、国民の安全・安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に向けた効果的かつ効率的な維持管理を推進する観点から、これらの施設の維持管理及び更新等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

2 対象機関

- (1) 行政評価・監視対象機関
厚生労働省、国土交通省
- (2) 関連調査等対象機関
都道府県(23)、市町村(32)、関係団体

3 担当部局

行政評価局
管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
四国行政評価支局
行政評価事務所（石川）

4 実施時期

平成22年7月～24年2月